

「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」算定施設について

算定要件

- ①算定日が属する月6月間において当該施設から退所した者の総数（当該施設内で死亡した者を除く）のうち、在宅において介護を受けることとなった者（入所期間が1月以上のものに限る）の占める割合が100分の30を超えていること。
- ②入所者の退所後30日以内（当該入所者が要介護4または要介護5である場合は14日以内）に、当該施設の従業者が居宅を訪問し、または居宅支援事業所から情報提供を受けることにより、退所者の在宅における生活が1月以上（当該入所者が要介護4または要介護5である場合は14日以上）、継続する見込みであること。

在宅の解釈

自宅、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅